

設立50周年農業担い手育成支援資金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、松山市農業協同組合「以下、組合という」が地域農業の振興を図るため次代を担う後継者の育成支援を目的として定める。

(名 称)

第2条 この資金の名称は、設立50周年農業担い手育成支援資金（以下、資金という）とする。

(資 格)

第3条 この資金の給付対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 組合員の子弟で専ら農業に従事し、農業経営者となることについて強い意欲を有していること
- (2) 申請時における満年齢が40歳以下であり、就農後5年未満であること
- (3) 農産物を組合若しくは組合の子会社の施設に出荷していること
- (4) 行政機関が実施している青年就農給付金を受給していないこと

(給付金額)

第4条 この資金の給付総額は、2,000万円とする。

2. 1人当たりの給付額は年額20万円とする。

(給付期間)

第5条 この資金の給付期間は最長5年とする。

(給付対象者数)

第6条 この資金の給付対象者は年間10名を限度とする。

(給付金の返還)

第7条 給付を受けた者が、次の各号に該当するときは、給付金の一部または全額を返還しなければならない。但し、返還を命ぜられた者が死亡、若しくは不具廃失となったときは返還を免除することができる。

- (1) 虚偽、その他の不正の手段により給付金を受けたとき
- (2) 第3条の給付者資格として不適当な者と認められるに至ったとき

(3) 給付期間中に離農したとき

(募 集)

第8条 この資金の給付者の募集は、組合のホームページ及び組合員広報で行う。

(申 込)

第9条 この資金を給付しようとする者は、地区役員の承諾を得て組合所定の申請書を提出しなければならない。

(選 考)

第10条 この資金の給付者は、審査委員会の承認を経て、理事会で決定する。

(給付期間中の届出)

第11条 この資金の給付認定を受けた者は、毎年、組合所定の現況届を提出しなければならない。

(事務局)

第12条 この資金の事務局は企画管理部に置く。

(委 任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は組合長が定める。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2014年10月27日から施行する。